

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	□平成 □令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 <input type="checkbox"/> この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	印	
	性 別	□ 男性	□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人が法定代表人である場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代表人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	□平成 □令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） <input type="checkbox"/> この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	印	
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
口代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	□ 男性	□ 女性
生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年 月 日	
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	□ 男性	□ 女性
生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年 月 日	
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	□ 男性	□ 女性
生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年 月 日	
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	□ 男性	□ 女性
生年月日	□昭和 □平成 □西暦	年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月 8日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 23日 午前 9時00分から 令和 7年 7月 30日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時	令和 7年 8月 6日 午前 9時30分
	場 所	大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定期日	日 時	令和 7年 8月 20日 午前 10時00分
	場 所	大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の提供方法	<p>下記のいずれかによります。</p> <p>(1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書</p> <p>(2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書</p>	
買受申出の資格の制限（民事執行規則33条）	<p>☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。</p>	
一般の閲覧に供するため、令和 7年 7月 8日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。		



物 件 目 錄

1 所 在 豊中市庄内幸町四丁目
地 番 65番58
地 目 宅地
地 積 103.46平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 豊中市庄内幸町四丁目 65番地58

家屋 番号 65番58

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2階建

床 面 積 1階 51.84平方メートル
2階 46.17平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年 6月 4日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地を通行のため無償で利用している。

《注 意 書》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」をご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 錄

1 所 在 豊中市庄内幸町四丁目
地 番 65番58
地 目 宅地
地 積 103.46平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 豊中市庄内幸町四丁目 65番地58

家屋 番号 65番58
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 51.84平方メートル
2階 46.17平方メートル

令和7年(ヶ)第75号
令和7年4月17日受理
令和 年 月 日提出
7.5.28

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 平島武彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 錄

1 所 在 豊中市庄内幸町四丁目
地 番 65番58
地 目 宅地
地 積 103.46平方メートル

2 所 在 豊中市庄内幸町四丁目65番地58
家屋 番号 65番58
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 51.84平方メートル
2階 46.17平方メートル



(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札 債務者兼所有者の姓（ローマ字表記）、「(株)ニトーク」
- (2) 郵便受け 表示なし（表札下部に設置）

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。目的土地の南西側約8.3m²は、道路の一部となっている。
- (2) 目的土地は、建築基準法上の道路に接面していない。公道に至るには、第三者の土地を通行する必要がある。
- (3) 目的土地（道路部分）上に電柱が存在する。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね間取略図のとおりである。
- (2) 目的建物は、壁に損傷がある部分があるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。
- (3) 目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
債務者兼所有者	<p>1 目的建物には、私と家族で住んでいます。表札にある「(株) 尼ト一 ク」は、前に私が経営していた法人ですが、現在は活動しておらず、目的建 物を使用しているようなこともありません。</p> <p>2 目的建物前の通路について、通行の契約をしたことはありませんし、通行 料の支払いをしたこと也没有。</p> <p>3 目的土地を取り囲んでいるブロック塀は、目的土地上に存在するもので す。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 4月17日 (木) 16:50-16:55	大阪法務局北出張所	公団等調査
7年 4月17日 (木) 17:20-17:25	中之島図書館	物件確認
7年 4月22日 (火) 10:35-10:50	豊中市役所	道路、課税及び建築確認関係調査
7年 4月22日 (火) 11:30-11:40	物件所在地	物件及び占有確認、債務者兼所有者の子に照会書交付
7年 5月19日 (月) 11:50-12:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、債務者兼所有者と面談
7年 5月20日 (火) 13:00-13:20	大阪法務局北出張所	占有者（法人）調査

(特記事項)

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

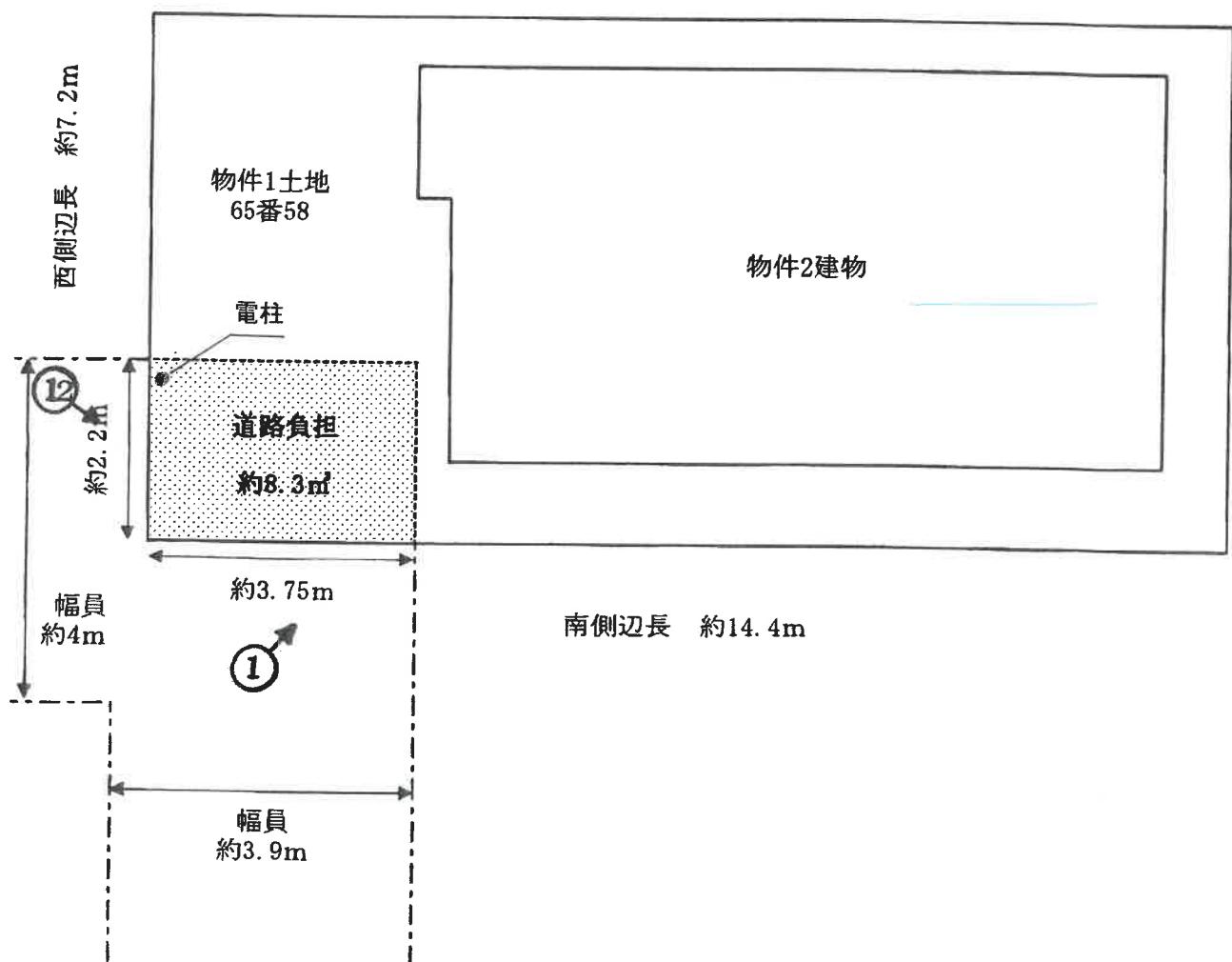
 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和7年(ヶ)第75号



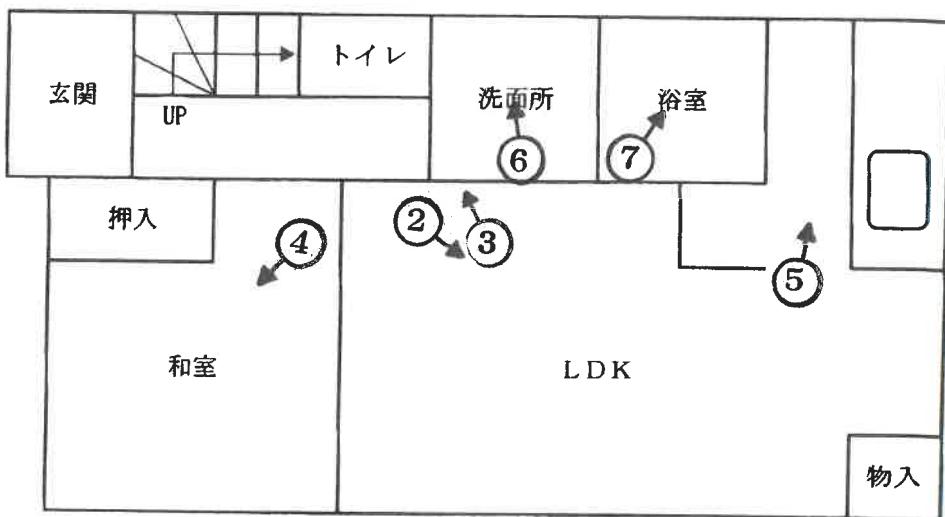
(←○写真撮影場所・方向)

間取略図

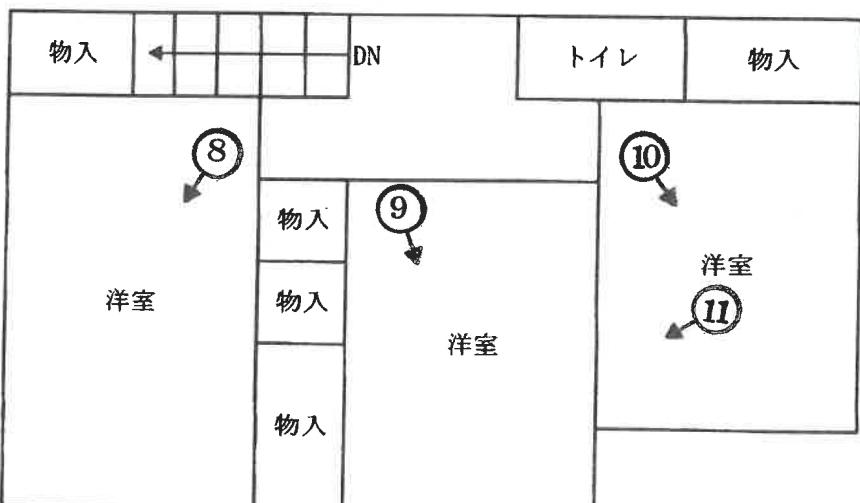
令和7年（ヶ）第75号



1階



2階



(←○写真撮影場所・方向)

(7 枚目)



①



②



③

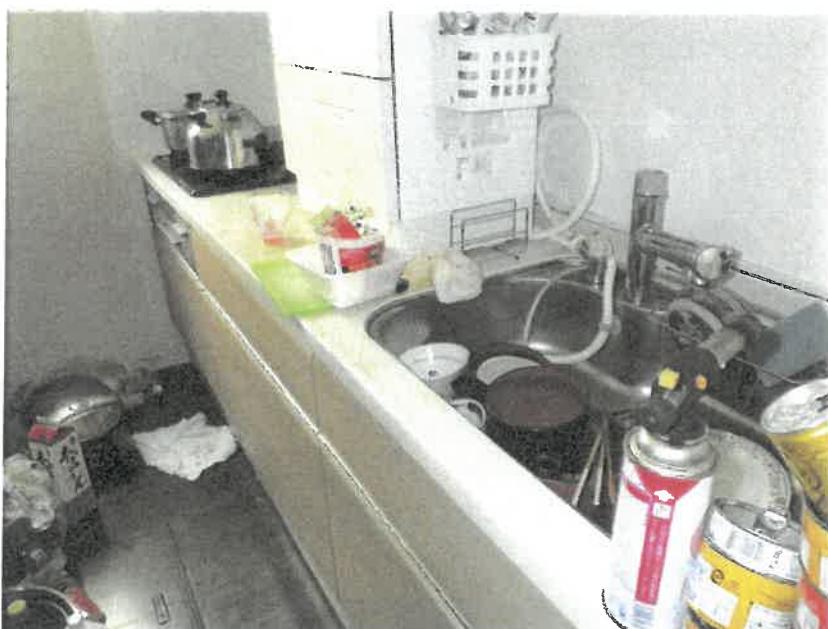
壁の穴

(8 枚目)

④



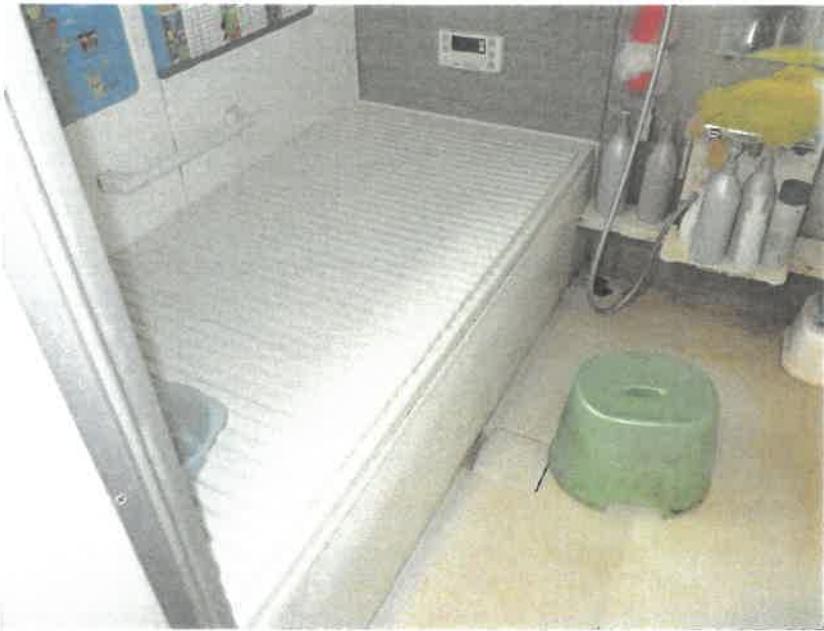
⑤



⑥



(9 枚目)



⑦



⑧



⑨

(10 枚目)

⑩



⑪

壁クロスの破れ



⑫



(11 枚目)

令和7年 (ヶ) 第75号
令和7年5月19日 現地調査
令和7年5月21日 評 價

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 價 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

一括価格	
金 11,730,000円	
内訳価格	
物件1	金 3,820,000円
物件2	金 7,910,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番地目地積	物件目録記載のとおり	地目：宅地、一部公衆用道路 ※ 特記事項参照
2	所在家屋番号種類構造床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	○物件1土地は公簿地目「宅地」であるが、現況地目は「宅地、一部公衆用道路」である。 ○物件1土地は南西側で接道する道路の一部（約8.3m ² ）を負担している。 なお、当該数量は評価人による概測数量の為、正確な数量ではない。 （別添「土地建物位置関係図」参照） ○公図、地積測量図、建物図面等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。なお、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。 ○物件1土地は、物件2建物の敷地として使用されている。		
2	○特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	阪急宝塚本線 庄内駅 南西方 道路距離 約1,100m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	一般住宅、共同住宅等が混在する住宅地域。地域要因に大きな影響を与える変動がないことから、当面の間現況のまま推移していくものと予測される。		
(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種住居地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	法22条指定区域	
	その他の規制	地区計画(庄内・豊南町地区防災街区整備地区計画)	
		宅地造成等工事規制区域	
		埋蔵文化財包蔵地(庄内遺跡)	
画地条件	豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画区域		
	規模	103.46m ² (うち約8.3m ² の私道負担あり)	
	形状	不整形 (有効宅地部分)	
	間口・奥行	間口(南西側) 約6m・奥行約10.6m	
接面道路の状況	高低差等	前面道路とは概ね等高接面	
	南西側	幅員約4m私道(建築基準法上の道路ではない)	
土地の利用状況等	接道状況	中間画地	
	現況	戸建住宅の敷地	
	東側	一般住宅	
	西側	一般住宅	
	南側	共同住宅等	
	北側	一般住宅	
	南西側	私道	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壤汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名、宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図からは共同住宅等の表示が確認された。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周囲に土壤汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壤汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壤汚染調査会社による正式な(専門)調査をする。		
特記事項	○物件1土地南西側(道路負担部分)に電柱が存した。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件 2）

区分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成27年8月31日新築 約10年 約15年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造 スレートぶき サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング、畳等 電気、給排水設備、衛生設備等 —
床面積（現況）	延 98.01m ²	
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 4LDK
品等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特記事項	<input type="checkbox"/> リビングの内壁に穴があった。 <input type="checkbox"/> 2階東側洋室のクロスが剥がれていた。 <input type="checkbox"/> その余は、概ね経年相応の汚損等が見受けられた。 <input type="checkbox"/> 設備機器等の稼動の状況は未確認である。 <input type="checkbox"/> 建築確認（有）、完了検査（有） <input type="checkbox"/> 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査をする。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円／m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1(宅地部分)	182,000	0.99	約95.16	0.90	15,431,000
1(道路負担部分)	182,000	0.05	約8.3	---	76,000
合計					15,507,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 豊中-17

$$\text{公示価格等} \times \text{時点修正} \times \text{標準化補正} \times \text{地域格差} = \text{標準画地価格}$$

$$185,000\text{円}/\text{m}^2 \times 102.2/100 \times 100/100 \times 100/104 = 182,000\text{円}/\text{m}^2$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
方位(北)±0					

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.00	1.01	1.03	1.00	1.04
駅距離+1 居住環境等+3					

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.03	1.00	0.96	1.00	0.99
方位(南西)+3 不整形-4					

【道路負担部分】

道路価値率5%と判断した。

ウ 地積：道路負担部分は、現地での概測数量による。

宅地部分は登記数量より上記の道路負担の概測数量を控除した数量による。

オ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円／m ²) ア	現況延面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	98.01	0.43	8,429,000

ウ 現価率

経過年数 約10年

経済的残存耐用年数 約15年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 15\text{年} / (\text{経過年数} 10\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 15\text{年}) \} \times (1 - 0.3)$$

$$= 0.43$$

※観察減価は維持管理状況、機能性及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	15,431,000	0.50	法定地上権	7,716,000

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ×エ×オーカ]
1	15,507,000	— 7,716,000		0.70	0.70		3,820,000
2	8,429,000	+ 7,716,000	1.00	0.70	0.70	0	7,910,000
一括価格 (合計)							11,730,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件については、建築基準法上の道路に接道していないことを考慮して、市場性修正を率を0.70と判定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 豊中-17

所 在 : 豊中市庄内栄町4丁目10番1 「庄内栄町4-4-15」
価 格 : 185,000円／m²
位 置 : 阪急宝塚本線 庄内駅 南西方 約1,000m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 96m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北 4.0m 市道
用途指定等 : 第1種住居地域
　　　　　　(建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 小規模一般住宅の中に事業所が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 10,177,256円
物件2 : 5,859,282円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 錄

1 所 在 豊中市庄内幸町四丁目

地 番 65番58

地 目 宅地

地 積 103.46平方メートル

2 所 在 豊中市庄内幸町四丁目65番地58

家屋 番号 65番58

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 51.84平方メートル
2階 46.17平方メートル



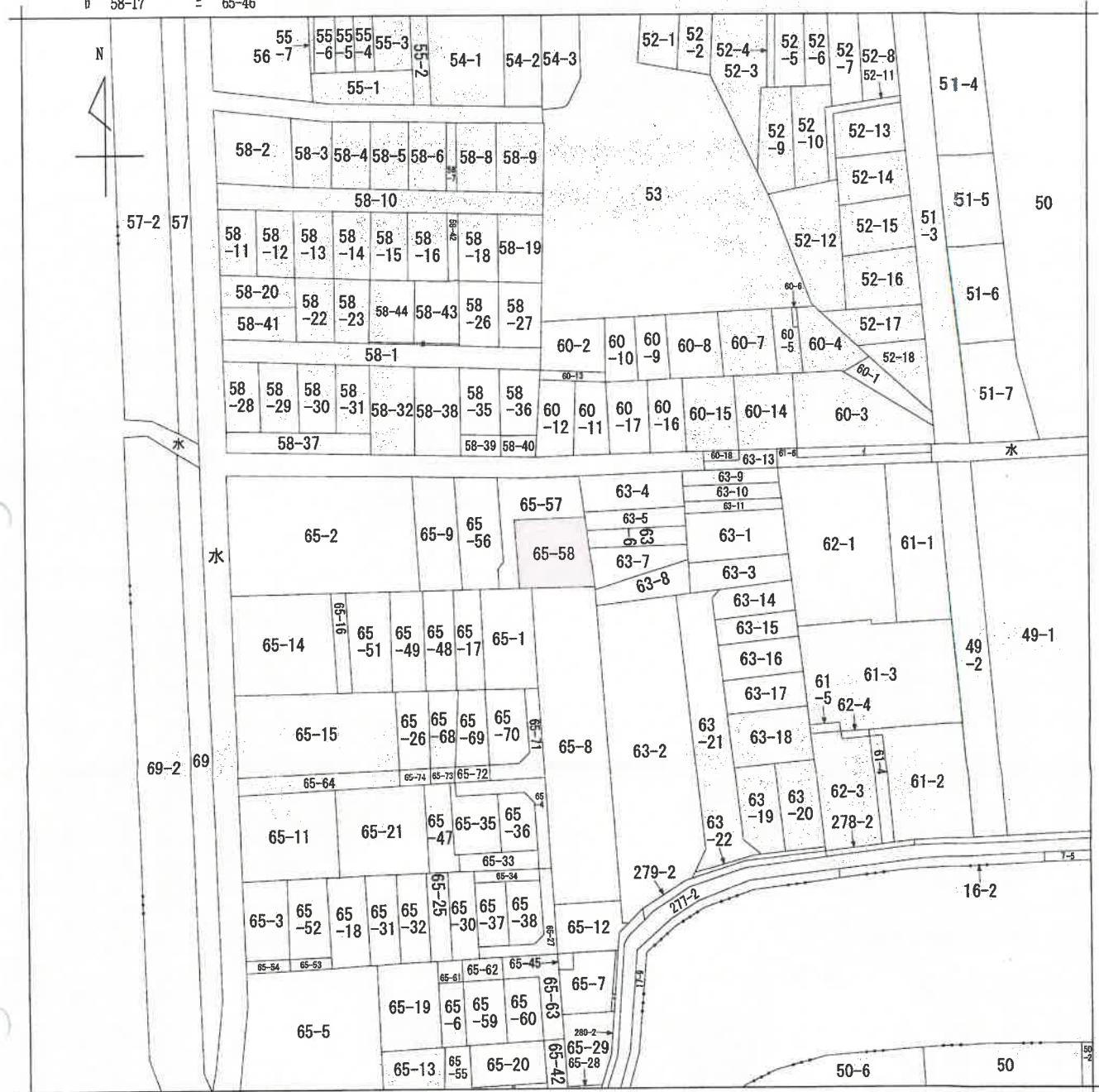
受命物件の位置図

地価公示 豊中-17

対象不動産

昭文社 スーパーマップル・デジタル24

イ 60-19 ハ 65-41
ロ 58-17 ニ 65-46



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

A 庄内幸町5
丁目

請求部	所在	豊中市庄内幸町四丁目				地番	65番58			
出縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年2月4日

東京法務局

請求番号：4-1

登記官

(1/1)



登記年月日：平成27年6月26日

これは裏面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪去務局也由出張所管轄)

令和7年2月4日

東京去路司

卷之四

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局地図出張所管轄)

令和7年2月4日

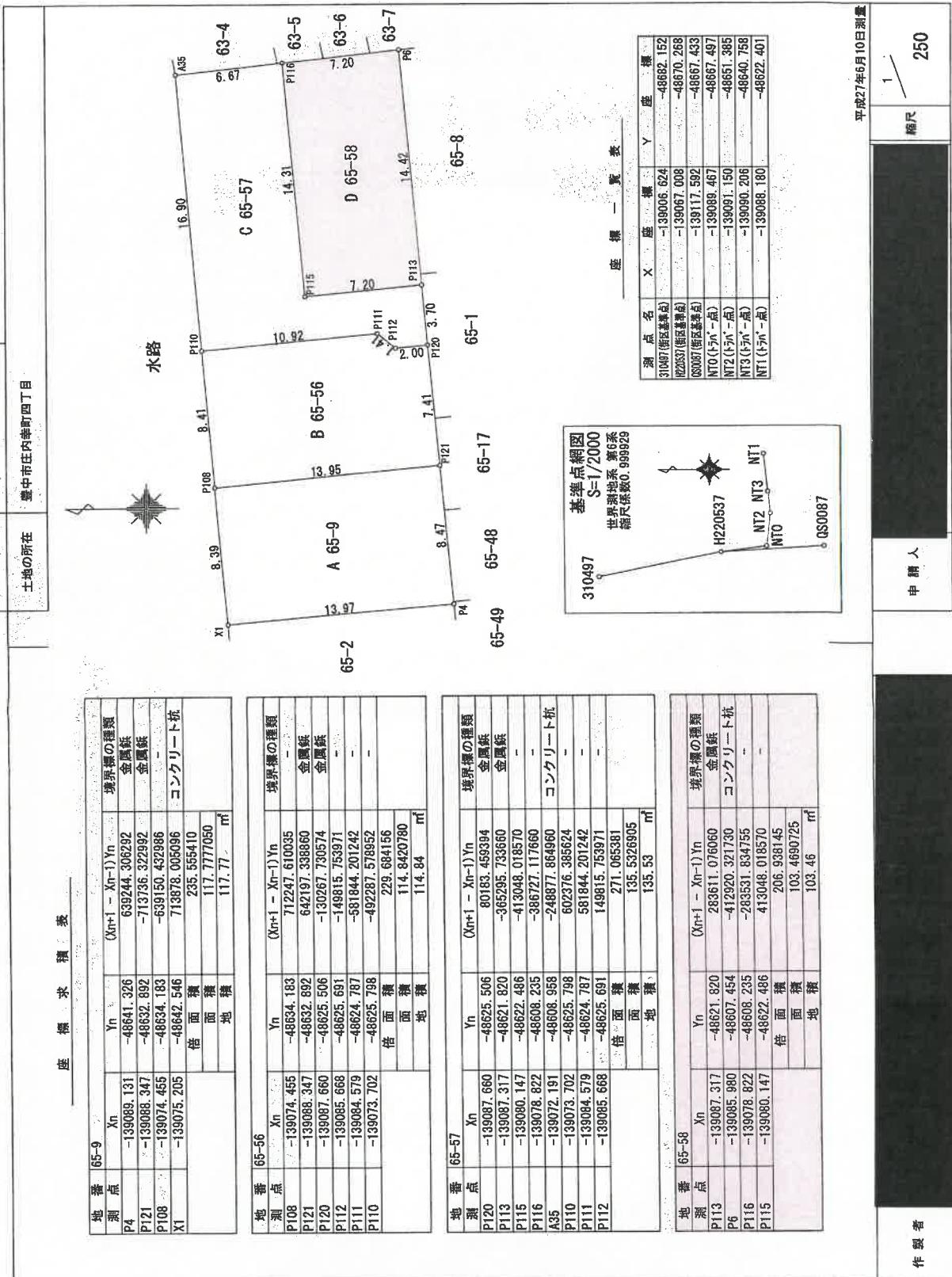
東京去路司

圖量測繪

地 番 65-9, 65-56, 65-57, 65-58

豐田市内幸町四丁目

表 積 求 標 填



著者
製作

人請申

平成27年6月10日測量

250

A3をA4に縮小

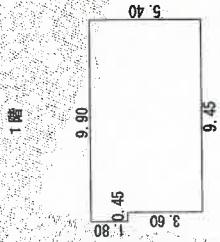
請求番号：4-2

登記年月日：平成27年11月17日

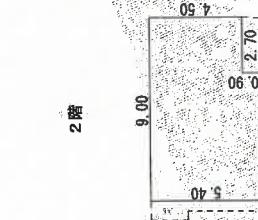
各階平面図

家屋番号 65番58 建物図面

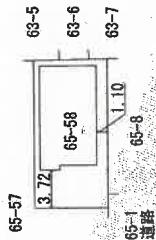
建物の所在 豊中市庄内幸町四丁目65番地58



求積表		
9.45 ×	3.60	= 34.0200
9.90 ×	1.80	= 17.8200
合計		51.8400
		床面積 51.84 m ²



求積表		
6.30 ×	0.90	= 5.6700
9.00 ×	4.50	= 40.5000
合計		46.1700
		床面積 46.17 m ²



作製者

申請人

1 / 250
縮尺

1 / 500
縮尺

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

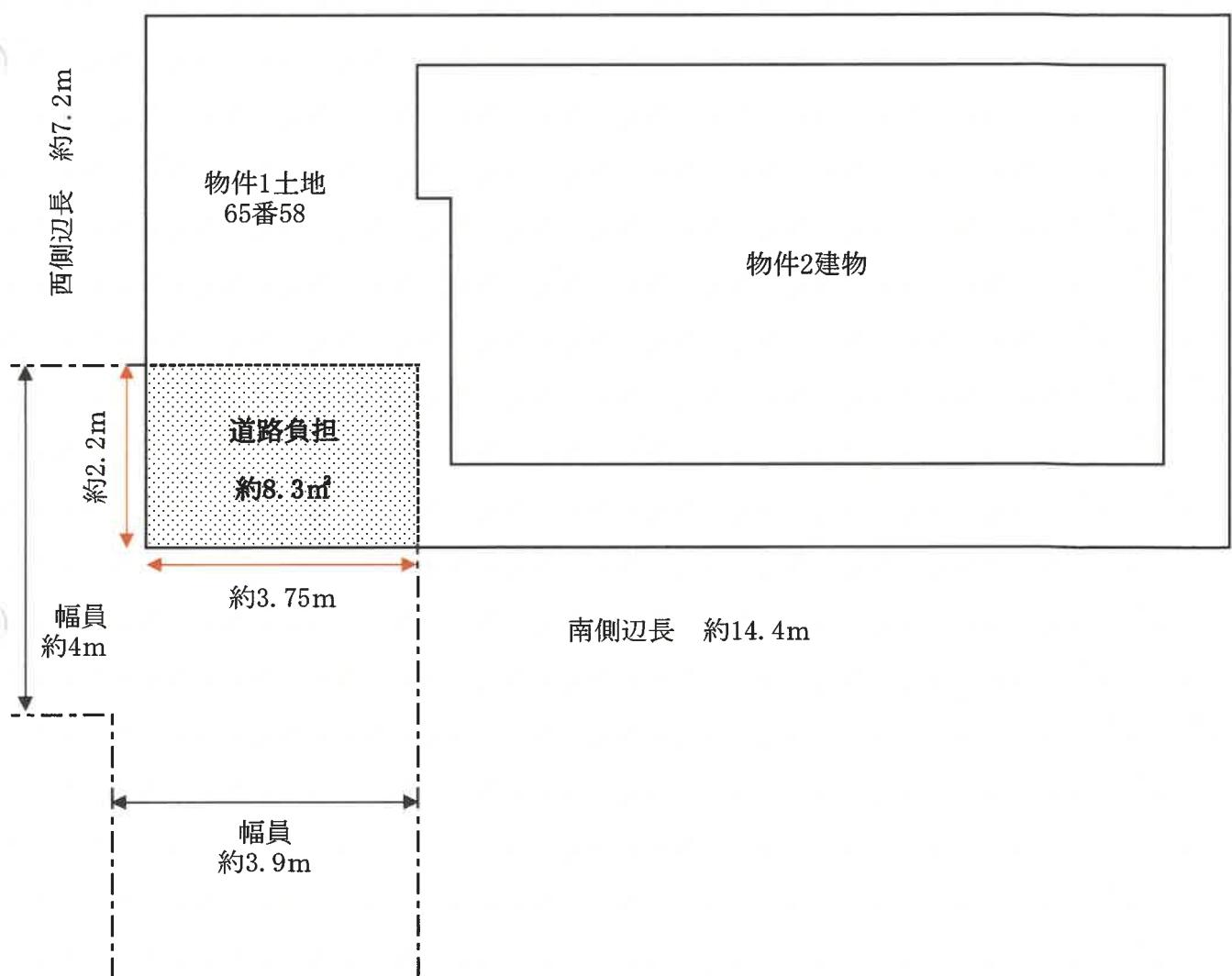
(大阪法務局池田出張所管轄)

令和7年2月4日 東京法務局

登記官

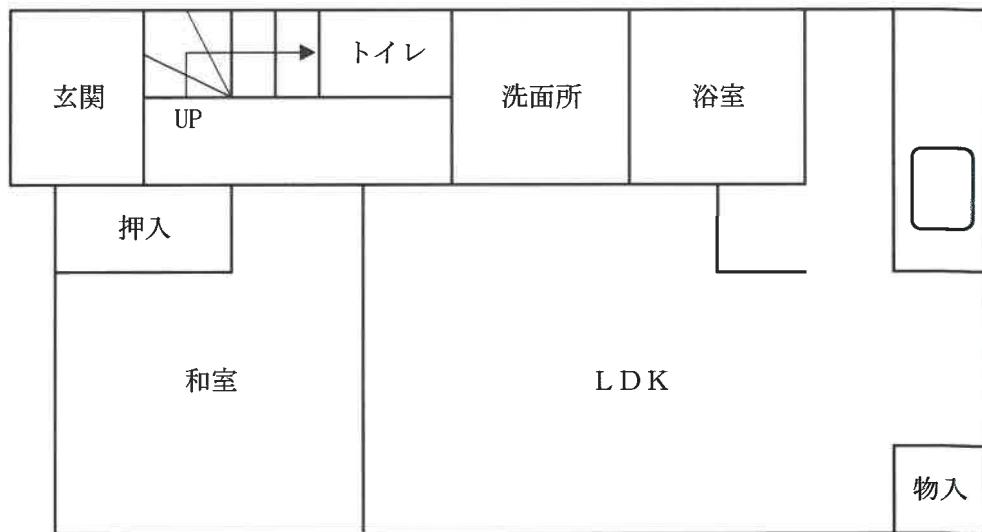
土地建物位置関係図

令和7年（ヶ）第75号





1階



2階

